



2015年1月

川越 農委スポット情報



長島 秀昭 さん

長島 加代子 さん

◇地域農業者紹介◇

山田地区で水稲と野菜を180a耕作している長島秀昭さん、加代子さんご夫妻です。長島さんご夫妻は、秀昭さんの退職を機に、5年前から「いちじく」栽培に取り組まれています。栽培を始めるにあたり、川島町の栽培農家を見学し、栽培品種・栽培方法等を研究されたそうです。現在は、地元のスーパーや直売所に出荷されています。

今後は、生産規模の拡大を考えており、「いちじく」の出荷量が日本一である愛知県の栽培農家を訪ねる予定もあるそうです。裏表紙にインタビューの内容を載せていますので、ぜひご覧下さい。

主な内容

◇農業委員会会長年頭のご挨拶……………2

◇川越市農業施策に関する要望書……………3

◇農地法改正のお知らせ……………4

◇農業委員選挙について……………6

年頭のご挨拶

川越市農業委員会 会長 府川 又七



新年明けましておめでとうございます。皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素より、本市農業委員会活動に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年、7月10日に開催されました第392回川越市農業委員会総会において会長に選任されました。長きにわたり川越市農業委員会の会長として、農業委員会を牽引して来られた泉名前会長の多大な功績に敬意を表しますと共に、新たに会長という重責を拝命し、私自

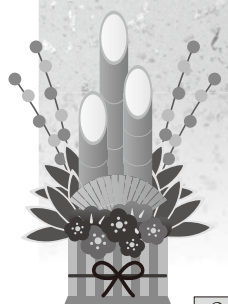
身、皆様のご期待に応えるべく、先頭に立って、全身全霊を注いでまいる決意でございます。

また、昨年2月の豪雪において農作物被害や農業用施設の倒壊などに遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復旧・復興が望まれるところであります。

昨今の農業を取り巻く環境は、大変厳しい現状ではありますが、本年も、本市の産業の一翼を担う農業の持続的な発展を実現するため、引続き、関係機関と共に、より一層の努力をしてまいる所存であります。

今後とも、本市農業発展のため、皆様のご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

食生活改善推進員の方々と懇談会を開催



平成26年9月26日に、川越市農業ふれあいセンターにおいて、食生活改善推進員20名と農業委員26名との懇談会が開催されました。

当懇談会は、地域農業の振興を図るため各種団体の皆様から様々なご意見を伺い、本市農業施策に反映させると共に、参加者に本市農業の現況を理解していただくことを目的に実施しています。

懇談会で出された主な意見等は次のとおりです。

○さつまいもマップ等を広く活用できるように公の場所へ置いていただくと共に、他の農産物についても同様のマップを作っていただきたい。

○市民が気軽に川越産農産物を食べられるように地産地消の推進に力を入れていただきたい。
農業委員会では、今後も積極的に各種団体の方々と懇談会を実施してまいります。



活発な意見交換が行われた懇談会風景



担い手の確保と支援対策の整備など18項目を要望

—平成27年度川越市農業施策に関する要望書を提出—



平成26年11月17日に川合善明市長に「平成27年度川越市農業施策に関する要望書」を提出しました。この要望書は、農業者の声を広く市政に反映させるために各地域の皆様の代表である農業委員から意見・要望を募り、平成26年10月28日開催の第196回川越市農業委員会農政部会において審議し、決定されたものです。

主な要望事項は以下のとおりです。

【主な要望事項】

◆認定農業者制度について

認定農業者制度とは、意欲と能力のある農業経営者を育成、確保するための国の中核的な施策の一つです。しかしながら、認定農業者になることについて大きなメリットがないという声が農業者から多く聞かれます。認定農業者への支援措置の拡充を要望していただくとともに、市としての独自に優遇措置を設けるなどの施策を講じていただきたい。

◆川越産農産物直売所について

本市内には3箇所の農産物直売所がありますが、どの店舗も郊外にあり、交通の便が良いとは言えません。そのため、川越駅・本川越駅構内又はその周辺及び一番街に農産物直売所を設けるなどして、川越産農産物の普及促進を行っていただきたい。

また、大規模な直売所だけでなく、個人が農産物を販売している場所を掲載した「川越プチマルシェ～庭先販売マップ～」の内容を充実させていただきたい。また、作成したマップは、公民館や市民センター、駅等に置き、多くの市民や観光客に配布されるように努めていただきたい。

◆災害に対する支援について

近年、台風・暴風・集中豪雨・豪雪などの自然災害が農地や農作物、農業用施設等に被害をもたらしています。特に、本年2月の豪雪では、市内農家においても、農業用ハウス等の農業用施設の倒壊や野菜、花き、果樹等の農作物に大きな被害を受けました。その際に、被災農家への支援の対応の遅れや、情報の混乱が見られ復興に支障をきたしました。このような甚大な被害をもたらす天災が発生した際には、迅速な対応や速やかな情報伝達が行われ、被災農家が被災からの速やかな復旧が可能になるような支援体制の整備を進めていただきたい。

農地法の改正 ～遊休農地対策の強化・農地台帳等の法定化～

○遊休農地対策について

農地法の一部改正により、遊休農地対策の仕組みが変わりました。

主な改正点としては、①農業委員会は、遊休農地の所有者等に対して「利用意向調査」を実施し、農地中間管理機構への貸付けを促すとともに、担い手への農地集積・集約化を推進することとなりました。②遊休農地の所有者等が不明の場合の公告手続を改善することにより、農地中間管理機構が借り受けることができることとなりました。

また、相続税の納税猶予を受けている農地が遊休農地となり、勧告を受けた場合は、相続税の納税猶予が打ち切れ、猶予税額に加え利子税を納付する必要が生じます。

農地の適正管理は、農地所有者の皆様の財産を守ることにもつながりますので、定期的な管理をお願いします。

○農地台帳の整備について

農地法改正（平成26年4月1日施行）により、農業委員会が所掌事務を的確に行うため農地台帳の作成が法定化されるとともに、農地情報の有効活用を図るため公表することとされました（平成27年3月31日まで準備期間）。

同改正に対応し、対外的公表に備えるとともに、農地有効活用のため、農地台帳を整備いたします。

なお、整備にあたっては、情報の精度向上と個人情報の保護に特に留意することになります。

農地中間管理機構の創設 ～農政課からのお知らせ～

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などが全国の地域で問題となっています。このような「人と農地の問題」を解決するために、地域の担い手に農地を集積・集約化させていくことを地域のみなさんで話し合い、それをまとめた「人・農地プラン」を作成する活動が進められています（川越市では、平成26年3月に、芳野地域において人・農地プランを作成し、他の地域についても順次作成を進めていく予定です）。

この「人・農地プラン」を作成するにあたり、「農地の貸し手と借り手の間に信頼できる農地の中間的な受け皿があれば進めやすくなる」といった声がさまざまな地域から上がってきました。

このような意見を受けて農地中間管理機構が平成26年4月に整備されました。農地中間管理機構は都道府県に1つ設置され、埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が指定を受けました。

同機構は、農地を貸したい農家から借り受け、できるだけまとまった形で地域の担い手に貸し付け、借りた農地は、担い手が見つかるまで、管理を行います。また、担い手が使いにくいと考える農地について、必要に応じて整備を行って担い手に貸し付けるといったことも行い、「人・農地プラン」の作成や見直しのときに話し合い、「人と農地の問題」の解決に結びつけていくことが期待されています。

【問い合わせ先】 農政課（本庁舎5階） 224-5939（直通）

農業委員就任のお知らせ

いるま野農業協同組合推薦の農業委員が就任されました。

【就任】

(平成26年6月25日付)

● 帯津 洋一郎 委員

納税猶予の適用を受けている方へ

所有する農地が贈与税・相続税の納税猶予の適用を税務署から受けている場合は、猶予期限が到来するまで適切に営農をする必要があります。

税務署に「営農をしていない」と判断されると猶予が打ち切りとなり、贈与税・相続税が課税されます。あわせて本税に加え、当初の申告期限にさかのぼって計算された利子税も支払わなければならなくなる場合があります。

ます。常日頃からの農地の適正な管理をお願いします。

なお、病気等でやむを得ず営農できない場合は、各地区の農業委員、または農業委員会事務局までご相談ください。

選挙人名簿登載申請書の提出はお済みですか

農業委員会選挙人名簿を調製するために11月に配付いたしました。

選挙人名簿登載申請書には、10月16日現在の住民基本台帳に基づく家族構成（世帯員状況）が記載されています。内容をご確認いただき、必要であれば適宜修正の上、ご提出をお願いします。

【配付方法】

農業班に加入している世帯は、農業班長に配付をお願いします。

農業班に加入していない世帯は、農業委員会事務局から郵送しました。

【提出方法】

農業班に加入している世帯は、農業班長にご提出をお願いします。

農業班に加入していない世帯は、各地区の市民センター又は農業委員会事務局へ直接提出してください。

【提出期限】

平成27年1月9日（金）

農業委員会の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案」についての意見を募集します

「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案」並びに「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画案」についての意見を募集します。

【募集期間】

平成27年4月1日（水）から4月30日（木）まで

【対象】

市内農業関係者

【閲覧場所】

川越市公式ホームページ内の

農業委員会のページ及び農業委員会事務局窓口

【意見の提出方法】

農業委員会のページ及び農業委員会事務局窓口に備えつけられている用紙にて

【意見の取扱い】

寄せられた意見等を踏まえ活動計画を決定し、ホームページにて公表します。ご不明な点は農業委員会事務局までお問い合わせください。



1月27日(火)は農業委員選挙の投票日です

任期満了に伴う一般選挙が1月27日(火)に行われます。



この選挙では、農業委員29名のうち、選任による委員(7名)を除く22名の委員を公選により選出するものです。

なお、投票は、各選挙区において、候補者の数が委員の定数を超えた場合に、実施されます。

★告示日 1月20日(火)

★投票日 1月27日(火)

★投票時間 午前7時～午後8時まで

★入場券

投票がある場合には、選挙の日までに投票所の入場券が送付されます。

★期日前投票

やむを得ない事情によって、選挙の当日投票所に行って投票できない人は定められた手続きにより、選挙期日の告示の日の翌日(1月21日)から選挙期日の前日(1月26日)まで、期日前投票することができます。

詳細につきましては、選挙管理委員会(電話224-6120)までお問い合わせください。

農家の皆さんの代表を選ぶ大切な選挙です。必ず投票しましょう。

インタビュー内容

いちじくの種類

「ますい樹井ドーフィン」という種類を栽培しています。この種類は、色味が良く、実が大きくなる上、収穫量が多いのが特徴です。



栽培方法

栽培を始めて3年目くらいから収穫できるようになりました。枝を徐々に伸ばして、今は1本の木が左右で4メートルあります。強く良い芽を残すため、芽かきを行い、高さ2メートルの枝の間に23個の実が出来るように栽培しています。

収穫時期

いちじくは、8月中旬から11月初旬まで収穫できます。夏に収穫するものは、実が大きく、水分を多く含んでいるのでさっぱりとした瑞々しい味があります。それに比べ、秋に収穫するものは、実が夏より小ぶりですが、とても甘く濃厚な味がします。

こだわり

出荷する日の早朝に、完熟しているいちじくを収穫し、出荷しています。一番おいしい状態のものをお客様に召し上がっていただきたいと思っています。

ご苦労

いちじくの実は、雨に大変弱く、収穫期は天気予報がとても気になります。また、カミキリムシ・アザミウマ等の害虫がつきやすいことから、こまめに木をチェックしています。葉が効きにくいので駆除するのが大変です。

一言

いちじく作りを始めて、今までよりさらに人との交流が増えました。お客さまからの「美味しい」という声が一番嬉しく、励みになります。子育てが一段落して、今は、新たな人生を歩んでいると思っています。これからも頑張っていきたいと思っています。



農委スポット情報では「農業に関する情報」を募集しています。地域のイベント・取り組み等がありましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

